

年金給付編

「ああ！

そういうことだったんだ！」

・・・よくある「誤解による相談事例」・・・

このパンフレットは、お客様から寄せられる、年金制度に関する誤解による相談事例を簡潔にまとめています。

「よくある相談」に対する回答は一般的な事例として扱っていますが、年金制度はたびたび改正されており、お客様の生年月日、性別、ご加入の制度や配偶者の有無などによっては、回答が異なる場合もあります。お客様ご自身のケースでは該当するか、しないかを実際の年金相談でご確認いただき、より深く年金制度をご理解いただくきっかけとしてご活用ください。

(1) 特別支給の老齢厚生年金の請求

よくある
相談

65歳になる前に年金を受け取ると、将来にわたって減額されるのですか？

特別支給の老齢厚生年金は減額されません。

厚生年金保険に加入されていた期間が12カ月以上ある場合、「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」を65歳になる前から(注1)受け取ることができます。「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」は、65歳になる前に受け取ったからといって減額されません。

また、受け取る権利が発生した「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」は、請求時期を遅らせても増額されません。(注2)

(注1) 生年月日・性別・加入制度によって受け取り開始の年齢が異なります。必ずご自身のケースをご確認ください。

(注2) 65歳以降の老齢基礎年金・老齢厚生年金は、請求時期を遅らせて年金額が増額する「繰り下げ」制度があります。

(2) 在職中の老齢厚生年金

よくある相談
在職中は年金を請求しても、どうせもらえないのでしょ？

必ずもらえないということではありません。

在職中の老齢厚生年金は給料の額(注3)によって減額される場合がありますが、**必ず停止になるわけではありません**。在職中であっても年金を受け取ることができる場合もあります。

《参考》

- ・年金の請求を退職するまで遅らせたとしても、受け取る年金額は変わりません。
- ・短時間勤務のパートや自営業者など厚生年金保険に加入していない場合には給料と年金との調整はされません。

(注3) 給料を一定の幅で区分した標準報酬月額と、直近1年の標準賞与額の1/12を合わせた額

よくある相談
先月から給料が大きく下がったから、受け取る年金額が増えるはずなのに、増えていないのはどうしてですか？

在職中に受け取る年金額は「標準報酬月額」などによって決まります。

在職中の老齢厚生年金の年金額は、その月に実際に受け取った給料によって変動するわけではなく、給料を一定の幅で区分した「標準報酬月額」をもとにしています。

「標準報酬月額」は基本給や諸手当などの固定的賃金の変動により従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じる場合に、変動があった月から数えて4カ月目に変更されます。

したがって、**年金額の増額も4カ月目からとなります**。

また、退職後に支給停止が解除されるのは、被保険者資格喪失日(注4)の翌月からになります。

(注4) 資格喪失日は、退職日の翌日です。

(3) 雇用保険（失業給付）との調整

よくある相談
雇用保険の失業給付を受けることになりましたが、何か手続きは必要ですか？

必要ありません。 (注5)

年金請求時に雇用保険被保険者番号を届出されている場合は、手続きは必要ありません。

失業給付が終了した後、自動的に年金の支払いが再開します。 (注6)

(注5) 年金を受け取る権利が発生した日と、ハローワークに求職申込みを行った日がともに平成25年10月1日より前である場合は「支給停止事由該当届」の提出が必要です。

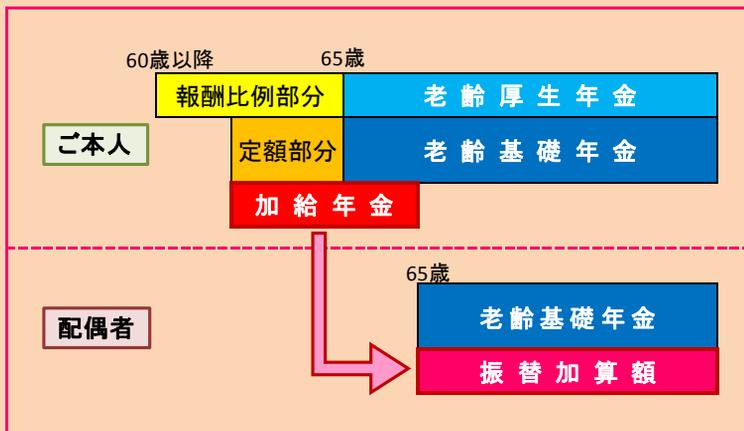
(注6) 基本手当の受給期間経過後、年金の支払い開始は3カ月程度後となります。

(4) 配偶者加給年金と振替加算額

よくある相談
妻が65歳になったら、私（夫）の年金額が下がったのはなぜですか？

配偶者加給年金は配偶者が65歳になると受け取れません。

夫の年金に加算されている配偶者加給年金は、妻が65歳になると消滅 (注7) し、代わりに妻が受け取る老齢基礎年金に振替加算額が付きます。配偶者加給年金と振替加算額はそもそも同じ金額ではなく、それぞれ受給者本人の生年月日によって定められています。



(注7) 妻が65歳になると、妻が年金請求をしていなくても加給年金の権利が消滅します。

妻が障害年金や20年以上加入した老齢厚生年金または退職共済年金を受け取ることができるときは、65歳未満でも加給年金は停止となります。

(5) 厚生年金基金

よくある
相談

厚生年金の上乗せ年金である厚生年金基金に加入していたのに、同年代の受給者に比べて国からの年金額が著しく低いので損しているのではないのでしょうか？

厚生年金基金から支払われている年金額も合わせてお考えください。



厚生年金基金の加入期間については、基金が国の老齢厚生年金の一部を代行して給付することになっていますので、国から支払われる年金額は、基金に加入していなかった場合より少なくなります。
また、厚生年金加入期間が480カ月を超えている方が、60歳以降に基金加入の事業所で勤務した場合、その期間に係る年金額は基金の年金額に反映されるため、厚生年金基金の代行部分の年金額と合わせてお考えください。

(6) 65歳からの老齢厚生年金・老齢基礎年金

よくある
相談

65歳になったら老齢厚生年金はもらえなくなるの？

65歳になった際に「支給額変更通知書」が送られてきましたが老齢厚生年金の年金額が減っているのは、なぜでしょうか？

65歳になった時に届く「年金決定通知書・支給額変更通知書」の変更理由欄に「65歳に到達されたため、今までの特別支給の老齢厚生年金を受け取る権利が終了しました。」と記載されていましたが、年金がもらえなくなってしまうのですか？

引き続き受け取れます。



「特別支給の老齢厚生年金」は65歳に達すると、受け取る権利が消滅し、同時に新たに65歳からの「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の受け取る権利が発生します。実質年金額が下がっているわけではなく、「特別支給の老齢厚生年金」の内訳であった「報酬比例部分」および「定額部分」の年金額が、65歳からはそれぞれ「老齢厚生年金」および「老齢基礎年金」として支給されます。